

振り込め詐欺被害者救済法に関するお問い合わせ窓口について

振り込め詐欺被害者救済法（犯罪利用預金口座等に係る被害回復分配金の支払等に関する法律）が平成20年6月21日に施行されました。

この法律は、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ滞留している犯罪被害金を振り込め詐欺等の犯罪被害に遭われた被害者の方に返還する手続等について定めた法律です。

振り込め詐欺等の犯罪被害金を当行の口座に振り込んだ方からのご照会、資金返却の申請手続については、下記の窓口までご連絡下さい。

なお、振込先の預金口座が当行の預金口座で無い場合はご面倒ですが、振込先金融機関とお手続していただくようお願いいたします。

平日の8:45～17:00	・事務センター 0796-44-5050 ・ダイレクト営業センター 0120-164-230 ・お近くの当行本支店
平日の上記時間以外	・事務センター
土曜日・日曜日・祝日	0796-44-5050

この法律による被害金の返還手続では、口座名義人の預金債権消滅手続、分配金支払申請受付手続等を順次行いますので、実際の支払までには原則、3か月以上かかる見込みです。

被害の申出を承り、実際に資金返還の手続き等が行われる際にはあらためてご連絡を差し上げる取り扱いとなりますので、ご了承ください。

なお、振り込め詐欺等の犯罪に利用された預金口座に関する情報（銀行名、口座番号、預金債権消滅手続の開始、被害金の支払手続の開始等）については、順次「預金保険機構」のホームページでご覧になれます。

預金保険機構のホームページ：<http://www.furikomesagi.dic.go.jp/>

（振り込め詐欺救済法に基づく公告）

以下のホームページにも金融犯罪に関する事例や対策等が掲載されていますので、ご参考にしてください。

全国銀行協会：<http://www.zenginkyo.or.jp/topic/hanzai/index.html>

警察庁：<http://www.npa.go.jp/crimevictim/index.htm>

警視庁：<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/anzen/sub7.htm>

国民生活センター：<http://www.kokusen.go.jp/topics/internet.html>

総務省：http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/security/enduser/ippan00.htm

法務省：<http://www.moj.go.jp/kaku.html>